

鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表

| 改正前 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>鎌倉市議会基本条例 平成26年12月11日条例第25号</p> | <p>鎌倉市議会基本条例 平成26年12月11日条例第25号</p> |
| <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 議会及び議員（第3条—第5条）</p> <p>第3章 市民と議会との関係（第6条）</p> <p>第4章 市長等と議会との関係（第7条・第8条）</p> <p>第5章 議会の機能強化（第9条—第16条）</p> <p>第6章 政治倫理（第17条）</p> <p>第7章 議員定数及び議員報酬（第18条・第19条）</p> <p><u>第8章 条例の検証及び見直し（第20条）</u></p> <p>付則</p> <p>（略）</p> <p>第2章 議会及び議員 （議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>（1） 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に努めること。</p> <p>（2） 議案提出権及び市長提出議案に対する修正権を有することを踏まえて、議決を行う責任を深く認識すること。</p> | <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 議会及び議員（第3条—第5条）</p> <p>第3章 市民と議会との関係（第6条）</p> <p>第4章 市長等と議会との関係（第7条・第8条）</p> <p>第5章 議会の機能強化（第9条—第16条）</p> <p>第6章 政治倫理（第17条）</p> <p>第7章 議員定数及び議員報酬（第18条・第19条）</p> <p><u>第8章 災害対策及び災害復旧活動（第20条）</u></p> <p><u>第9章 条例の検証及び見直し（第21条）</u></p> <p>付則</p> <p>（略）</p> <p>第2章 議会及び議員 （議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>（1） 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に努めること。</p> <p>（2） 議案提出権及び市長提出議案に対する修正権を有することを踏まえて、議決を行う責任を深く認識すること。</p> |

| 改正前 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(3) 市政について市民の意思が反映され、適正な運営がされているか常に監視を行うこと。</p> <p>(4) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、請願及び陳情など、市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言の強化に努めること。</p> <p>(5) 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めること。</p> | <p>(3) 市政について市民の意思が反映され、適正な運営がされているか常に監視を行うこと。</p> <p>(4) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、請願及び陳情など、市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言の強化に努めること。</p> <p>(5) 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めること。</p> |
| <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は市民の代表機関として、その負託に的確に応えるため、公正性及び透明性の確保に努め、市民に開かれた議会運営に努めることを規定しています。 ・ 議会の権限を大別すると、議決、調査、選挙、検査、監査の請求、意見書の提出などがありますが、議決権は最も本来的な権限で、議会の権限の中心をなすものです。 議会に付議される案件は、市長提出によるもののほか、議員提出、またこれらへの修正などがあり、いずれも議会の議決により、市や議会の意思決定がなされることから、議決権行使の責任の大きさを深く認識して行うと規定しています。 <p>※なお、議決を要する事項は、法第96条第1項に列挙して規定されている、条例の制定・改廃、予算・決算等の15事項と、第2項の条例で定められた事項とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条例第6条に規定する「市民と議会との関係」等を積極的に推進することにより、多様な市民の意見、要望が市政に適切に反映されているか監視と評価を行うとともに、請願・陳情に示された市民の意見等を的確に把握するよう努め、政策立案及び政策提言を行うものと規定しています。 ・ 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動 | <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は市民の代表機関として、その負託に的確に応えるため、公正性及び透明性の確保に努め、市民に開かれた議会運営に努めることを規定しています。 ・ 議会の権限を大別すると、議決、調査、選挙、検査、監査の請求、意見書の提出などがありますが、議決権は最も本来的な権限で、議会の権限の中心をなすものです。 議会に付議される案件は、市長提出によるもののほか、議員提出、またこれらへの修正などがあり、いずれも議会の議決により、市や議会の意思決定がなされることから、議決権行使の責任の大きさを深く認識して行うと規定しています。 <p>※なお、議決を要する事項は、法第96条第1項に列挙して規定されている、条例の制定・改廃、予算・決算等の15事項と、第2項の条例で定められた事項とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条例第6条に規定する「市民と議会との関係」等を積極的に推進することにより、多様な市民の意見、要望が市政に適切に反映されているか監視と評価を行うとともに、請願・陳情に示された市民の意見等を的確に把握するよう努め、政策立案及び政策提言を行うものと規定しています。 ・ 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動 |

| 改正前 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>の活性化に努めることを規定しています。</p> <p>なお、本市議会には、会派を超えた議員活動（政策法務研究会）による条例制定の事例があります。</p> <p>（略）</p> <p>第3章 市民と議会との関係</p> <p>第6条 議会は市民に対し、保有する情報を積極的に発信することにより、情報共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議に加え、委員会を原則公開するものとする。</p> <p>3 議会は、議決について、市民に対する説明責任が果たせるように、各議員が十分な議論をし、根拠を持って判断するように努めるものとする。</p> <p>4 議会は、議会情報の公開、市民意見の聴取及び収集のために、次に掲げる事項に留意し、議会報告及び意見聴取を行うものとする。</p> <p>（1） 実施における目的を明確にした上で、どのように市民意見を受け止め、政策提言につなげていくかという課題を認識すること。</p> <p>（2） 市民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うこと。</p> <p>5 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。</p> | <p>の活性化に努めることを規定しています。</p> <p>なお、本市議会には、会派を超えた議員活動（政策法務研究会）による条例制定の事例があります。</p> <p><u>・政策立案及び政策提言に係る手続については、必要により要綱等において定めることとします。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3章 市民と議会との関係</p> <p>第6条 議会は市民に対し、保有する情報を積極的に発信することにより、情報共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議に加え、<u>委員会及び協議又は調整を行うための場</u>を原則公開するものとする。</p> <p>3 議会は、議決について、市民に対する説明責任が果たせるように、各議員が十分な議論をし、根拠を持って判断するように努めるものとする。</p> <p>4 議会は、議会情報の公開、市民意見の聴取及び収集のために、次に掲げる事項に留意し、議会報告及び意見聴取を行うものとする。</p> <p>（1） 実施における目的を明確にした上で、どのように市民意見を受け止め、政策提言につなげていくかという課題を認識すること。</p> <p>（2） 市民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うこと。</p> <p>5 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。</p> <p><u>6 議会は、委員会において請願又は陳情の審査を行うに当たり、請願又は陳情提出者から趣旨説明の申出があったときは、説明の機会を設ける</u></p> |

| 改正前 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議は地方自治法第115条第1項の規定により公開しています。また、<u>常任委員会と常任委員会協議会も原則公開し、全員協議会は会議に諮って公開しています。</u> ・議会報告及び意見聴取の実施の詳細については、別に定めるものとします。 ・第9条に規定する議員間自由討議を<u>へて</u>市民への説明責任が果たせるよう、議会報告等を行うよう努めるものとします。 ・市民意見の聴取及び収集並びに地方自治法に規定されている「公聴会」及び「参考人」の制度を活用し、市民の意見や専門的・政策的識見を議会の討論に反映させるよう努めることを規定しています。 <p>※「識見」は法令上使用される例の多い用語ですが、一般的に使用される「見識」と特に異なるものではありません。</p> <p>第4章 市長等と議会との関係</p> <p>第7条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、市長等に対し、その形成過程を明らかにするよう求めることができる。</p> | <p><u>ものとする。</u></p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議は地方自治法第115条第1項の規定により公開しています。また、<u>鎌倉市議会委員会条例第19条の規定により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、常任委員会協議会も常任委員会に準じて原則公開しています。さらに、鎌倉市議会会議規則第143条第1項に規定する協議又は調整を行うための場として設けた議会全員協議会も原則公開しています。</u> ・議会報告及び意見聴取の実施の詳細については、別に定めるものとします。 ・第9条に規定する議員間自由討議を<u>経て</u>市民への説明責任が果たせるよう、議会報告等を行うよう努めるものとします。 ・市民意見の聴取及び収集並びに地方自治法に規定されている「公聴会」及び「参考人」の制度を活用し、市民の意見や専門的・政策的識見を議会の討論に反映させるよう努めることを規定しています。 <p>※「識見」は法令上使用される例の多い用語ですが、一般的に使用される「見識」と特に異なるものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>請願及び陳情は、市民の多様な意見を聞くことができるものであり、真摯に審査を行うこととします。また、請願又は陳情の審査は、原則として文書により行いますが、本市議会では、文書では表現し切れない内容や提出者の意見などの趣旨を説明する機会を設けています。趣旨説明を行う際の委員会運営等に関する事項は、別途要綱に定めることとします。</u> <p>第4章 市長等と議会との関係</p> <p>第7条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、市長等に対し、その形成過程を明らかにするよう求めることができる。</p> |

| 改正前 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>2 一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>3 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に文書による質問をしてその答弁を求めることができる。</p> <p>4 前項の質問は、簡明な主意書を議長に提出し、これを議長が市長等へ送付することにより行うものとする。</p> <p>5 市長等は、前項の規定による質問主意書の送付を受けたときは、速やかに答弁書を作成し、議長に送付しなければならない。</p> <p>6 議長は、答弁書の送付を受けたときは、速やかに答弁書及び質問主意書の写しを全議員に配付するとともに、公表するものとする。</p> <p>7 審議において、市長等及びその補助職員は、議員の質問又は質疑に対して、議論の質を高めるため、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。</p> | <p>2 一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>3 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に文書による質問をしてその答弁を求めることができる。</p> <p>4 前項の質問は、簡明な主意書を議長に提出し、これを議長が市長等へ送付することにより行うものとする。</p> <p>5 市長等は、前項の規定による質問主意書の送付を受けたときは、速やかに答弁書を作成し、議長に送付しなければならない。</p> <p>6 議長は、答弁書の送付を受けたときは、速やかに答弁書及び質問主意書の写しを全議員に配付するとともに、公表するものとする。</p> <p>7 審議において、市長等及びその補助職員は、議員の質問又は質疑に対して、議論の質を高めるため、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。</p> |
| <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が提案する重要な政策等について、その水準を高めるため、議会が必要な情報を求めることができることを規定しています。なお、本条ではその対象を「重要な政策等」としており、主要な行政計画などについてその都度個々に判断することになります。 ・市政上の論点及び争点を明確にするために、一般質問は、一問一答方式で行うことを規定しています。 ・議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に対して文書による質問ができるものとします。 ・質問主意書に対する市長等による答弁書の送付は、速やかに行わなければならないこととしています。また、議長は、市長等から送付を受けた | <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が提案する重要な政策等について、その水準を高めるため、議会が判断するに当たり、市長に対して必要な情報提供や報告を求めることができる旨を規定しており、市長は速やかな情報提供や報告に努めることとします。 ・その上で、重要な政策等について議会の意思を示した決議や全会一致で付した意見など、議会の判断を市長が尊重するよう努めることを求めます。 ・市政上の論点及び争点を明確にするために、一般質問は、一問一答方式で行うことを規定しています。 ・議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に対して文書による質問ができるものとします。 ・質問主意書に対する市長等による答弁書の送付は、速やかに行わなければならないこととしています。また、議長は、市長等から送付を受けた |

| 改正前 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>答弁書と質問主意書の写しを速やかに全議員に配付するとともに、公表することとします（「速やかに」とは、2週間以内を目安とします）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会での議論の活性化、政策的な議論を深めていくことを目的として、市長等及びその補助職員が議員の質問の趣旨、内容確認及びその政策をどう考えるかについて確認するために発言（反問）できることを規定しています。 <p>※「質問」は議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことをいい、「質疑」は現に議題となっている事件について提出者の説明があった後、討論、表決に入る前に当該事件について疑義を質すために行う発言のことをいいます。</p> <p>（略）</p> <p>（議会事務局）</p> <p>第11条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制^{けんせい}の機能の強化のため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局は、地方自治法の規定により議会に設置できるとされています。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務を行っています。 <p><u>政策立案や政策提言を行うに当たり、議会にはさまざまな調査研究や法制に関する知識が必要となるため、議会事務局の機能の充実強化を図ろうとするものです。</u></p> | <p>答弁書と質問主意書の写しを速やかに全議員に配付するとともに、公表することとします（「速やかに」とは、2週間以内を目安とします）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会での議論の活性化、政策的な議論を深めていくことを目的として、市長等及びその補助職員が議員の質問の趣旨、内容確認及びその政策をどう考えるかについて確認するために発言（反問）できることを規定しています。 <p>※「質問」は議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことをいい、「質疑」は現に議題となっている事件について提出者の説明があった後、討論、表決に入る前に当該事件について疑義を質すために行う発言のことをいいます。</p> <p>（略）</p> <p>（議会事務局）</p> <p>第11条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制^{けんせい}の機能の強化のため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局は、地方自治法の規定により議会に設置できるとされています。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務<u>（市議会の運営、会議録の作成等）</u>を行っています。 <p><u>また、政策立案機能の向上を図るために、議会にはさまざまな調査研究や法制に関する知識が必要となり、議会事務局職員にもそのための専門性が求められます。</u></p> <p><u>さらに、市民の声を反映した政策の実現や、議会に対する市民の理解と関心を高めるため、議会からの情報発信と広聴活動を充実させ、開かれ</u></p> |

| 改正前 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>(議員研修)</p> <p>第13条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の<u>専門家及び市民等との研修会の開催に努めるものとする。</u></p> <p>3 議員は、議員研修に積極的に参加し、自らの資質並びに政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めるものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るために、議員研修を充実強化することを規定しています。 ・<u>前項に定める議員研修では、幅広い分野の専門家や多様な層の市民との研修会を開催することを規定しています。市民の研修会への参加については、別途要領等を作成することとします。</u> ・議員は、議員研修に積極的に参加し、議員としての資質、政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めることを規定しています。 <p>(略)</p> | <p><u>た議会を目指し、議会事務局の機能の充実強化を図ろうとするものです。</u></p> <p>(略)</p> <p>(議員研修)</p> <p>第13条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の<u>専門家等を招いて研修会を開催するとともに、市民等に公開するものとする。</u></p> <p>3 議員は、議員研修に積極的に参加し、自らの資質並びに政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めるものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るために、議員研修を充実強化することを規定しています。 ・<u>本条第2項において、議員研修は、幅広い分野の専門家等を招いて開催することを規定しています。あわせて、市政や市民生活上の課題の共有が図られるよう、市民の研修会への参加を進めることとし、鎌倉市議会議員研修実施要綱により、市民等に公開することを規定しています。</u> ・議員は、議員研修に積極的に参加し、議員としての資質、政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めることを規定しています。 <p>(略)</p> <p>第8章 <u>災害対策及び災害復旧活動</u></p> <p>第20条 <u>議会は、大規模災害や市民生活を脅かす緊急事態の発生時におい</u></p> |

| 改正前 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第8章 条例の検証及び見直し</p> <p>第20条 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例が目指す目的が達成されているか否かの検証の義務付けを規定しています。 ・検証の結果、必要に応じて改正を含む所要の措置を講ずることを定めて | <p>ては、市民の安全安心を確保し、平穏な日常生活を回復させるために、必要な体制を構築し、執行機関と協力、連携を図りながら、適切かつ迅速な災害対策及び災害復旧活動を行うこととする。</p> <p>2 議会は、前項の目的を達成するために、鎌倉市議会業務継続計画を定める。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二元代表制の一翼を担う議会は、一義的には議決機関であり、執行機関を監視する役割を有しますが、大規模災害等が発生した際には、市民の安全安心を確保し、平穏な日常生活を回復させるため、議会の役割や権能には捉われない対応が必要です。そのような中で、議会及び執行機関（市）が協力、連携を図りながら、適切かつ迅速な災害対策及び災害復旧活動を行うことを目的として、鎌倉市議会業務継続計画（以下「議会BCP」といいます。）を策定しています。 ・議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、鎌倉市議会災害対策会議を設置します。同会議においては、地域の被災状況や救助・救援状況に係る情報、並びに市民や避難所等から聴取した意見・要望などについて議会として共有し、鎌倉市災害対策本部へ情報提供を行うほか、市本部からの災害関連情報を議員へ伝達するなどを行います。 <p style="text-align: center;">第9章 条例の検証及び見直し</p> <p>第21条 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例が目指す目的が達成されているか否かの検証の義務付けを規定しており、検証を行ったときは、その結果を公表することとします。 ・また、検証の結果、必要に応じて改正を含む所要の措置を講ずることを |

| 改正前 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>います。</p> <p>付 則</p> <p>（略）</p> <p>（鎌倉市議会委員会条例の一部改正）</p> <p>2 鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条を次のように改める。</p> <p>（委員会の公開）</p> <p>第19条 委員会の会議は、公開する。ただし、議決により秘密会とすることができる。</p> <p>【解説】</p> <p>・本条例第6条第2項で、<u>委員会を原則公開としましたので、委員会条例の関係規定においても、所要の改正を行うものです。</u></p> <p>（鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止）</p> <p>3 鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和24年8月条例第55号）は、廃止する。</p> <p>【解説】</p> <p>・議決すべき事件として指定された事務が、<u>現在ではいずれも他の法令や条例の規定に従って行われていることから、廃止するものです。</u></p> | <p>定めています。</p> <p>付 則</p> <p>（略）</p> <p>（鎌倉市議会委員会条例の一部改正）</p> <p>2 鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条を次のように改める。</p> <p>（委員会の公開）</p> <p>第19条 委員会の会議は、公開する。ただし、議決により秘密会とすることができる。</p> <p>【解説】</p> <p>・本条例第6条第2項で委員会を原則公開としましたので、委員会条例の関係規定においても、<u>本条例の制定時に所要の改正を行ったものです。</u></p> <p>（鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止）</p> <p>3 鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和24年8月条例第55号）は、廃止する。</p> <p>【解説】</p> <p>・議決すべき事件として指定された事務が、<u>いずれも他の法令や条例の規定に従って行われていることから、本条例の制定時に廃止したものです。</u></p> |